

7 (公社)全宅連発政策第 20 号
令和 7 年 12 月 15 日

都道府県宅建協会 会長 殿

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会
政策推進委員長 伊藤 良之
(公 印 省 略)

**宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の
一部を改正する省令及び宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令
並びに宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について(周知のお願い)**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

(1) 令和 7 年 5 月 23 日に成立した老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律により、マンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正され、同法の改正事項のうち、管理業者管理者方式について、所要の措置が講じられることとなりました。

これにあわせて、今般宅地建物取引業法施行規則が改正され、取引対象の区分所有建物が管理業者管理者方式を導入しているか否かについて、重要事項説明に追加されることとなりました。本件については令和 8 年 4 月 1 日から施行されます。なお、今回の改正に伴い、本会策定の重要事項説明書書式につきましては、施行日の直前に更新する予定でありますので、あわせてご案内申し上げます。

(2) 宅建業法第 50 条第 1 項及び住宅宿泊事業法第 39 条の規定に基づき宅建業者及び住宅宿泊管理業者が事務所等に掲げる標識の大きさについて、現状、A3 サイズの紙を複数印刷し貼り合わせる等の手間が生じてしまっています。これを踏まえ、標識のサイズを「縦 25 cm 以上、横 35 cm 以上」とすることとし、令和 7 年 12 月 1 日から施行されます。

なお、改正により、宅地建物取引業者票の規程サイズが縮小になりますが、従前の宅地建物取引業者票は、新規定サイズを上回っているため、差し替えの必要はございません。

また、この度、宅地建物取引業者票のひな形を作成し、12 月 15 日よりハトサポ内に新設いたしましたのであわせてご案内申し上げます。

(3) 上記 (1) の改正を踏まえ、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」についても所要の整備が行われ、令和 8 年 4 月 1 日から施行されます。

貴協会におかれましては、傘下会員方々に対しご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

【ハトサポ内 宅地建物取引業者票の新設について】

ハトサポ会員ログインの上、ダウンロードしてご利用ください。

- ・ハトサポ会員ログイン
 - ワード・エクセル契約書式
 - 取引台帳・従業者証明書・宅地建物取引業者票等
 - 宅地建物取引業者票

※規定サイズを満たすため、A3サイズ以上で印刷してください。

【別添資料】

- ・(国土交通省通知) 宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令及び宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令並びに宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について
(国不動第452号 令和7年12月15日)
- ・(別紙1) 新旧対照表 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方
- ・(別紙2) 重要事項説明の様式例
- ・官報 (宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令)
- ・官報 (宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令)

以 上